

開庁時間の変更について（お知らせ）

令和 8 年 10 月 1 日から、試行的に開庁時間を変更します。

変更後	午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分
変更前	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

※ ここでの開庁時間は、いわゆる窓口・カウンター営業時間のことをいいます。

※ 職員の勤務時間*に変更はありません。*始業時刻「午前 8 時 30 分」から終業時刻「午後 5 時 15 分」

試行期間中の状況を検証し、見直すべき部分を変更した方針により令和 9 年 4 月 1 日から正式実施します。

1 開庁時間変更の目的

（1）働き方改革

- ① 勤務時間内での窓口開設準備・片付け時間の確保、窓口担当職員の窓口業務以外の事務時間の確保
- ② 職員勤務終業時刻と窓口等営業時間が同一による時間外勤務の常態化の解消
- ③ 職場環境を整え、人財を確保

（2）新たな窓口サービスへの投資

削減したコストを、「書かない・待たない・行かない窓口サービス」の拡充のために活用

2 対象施設

本庁舎、駅北庁舎、地区事務所（既に短縮済の事務所を除く）

※現行のままの施設

意匠研究所、浄化センター、三の倉センター、大畑センター、文化財保護センター、食育センター

3 参考 開庁時間を変更した近隣自治体

自治体名（変更時期）	開庁時間
江南市（令和 7 年 10 月）、小牧市（令和 7 年 11 月） 犬山市（令和 7 年 12 月）	午前 9 時～午後 4 時
飛騨市（令和 6 年 11 月）、本巣市（令和 8 年 1 月） 土岐市（令和 8 年 6 月（試行中））	午前 9 時～午後 4 時 30 分
美濃加茂市（令和 6 年 11 月）	午前 8 時 45 分～午後 4 時 45 分
みよし市（令和 6 年 5 月）、日進市（令和 7 年 7 月） 一宮市（令和 7 年 10 月）	午前 9 時～午後 5 時

瑞浪市、中津川市は、現在検討中。

【担当・お問い合わせ先】

企画政策課 企画調整グループ

担当 大嶋、井上

電話 22-7133（直通）